

2023年3月1日

**低所得子育て世帯生活支援特別給付金の再給付を
児童手当の18歳まで支給延長 低所得世帯には上乘せ給付を
児童扶養手当の増額と所得制限の緩和を
高等教育無償化の所得制限緩和と非進学者への支援強化を**

公益財団法人あすのば
認定 NPO 法人キッズドア
認定 NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
認定 NPO 法人 D×P
(50音順)

異次元の少子化対策、子ども子育て予算倍増が、国会で議論され、連日報道されていますが、子どもの貧困対策の拡充についての政府の検討が遅れていることを懸念しています。

日本の子どもの貧困率は13.5%、7人に1人の子どもが貧困状態となっています(2019年国民生活基礎調査)。また、子どもがある全世帯でも「食料が買えない経験」が16.9%、「衣服が買えない経験」が20.9%となっています(2017年生活と支え合いに関する調査)。ひとり親世帯では、4割弱が「食料・衣服が買えない」状況を経験しています。新型コロナウイルス感染症や物価高を受け、子どもの貧困は悪化こそすれ改善の兆しは残念ながら見られません

子ども子育て予算を倍増するならば、子どもの貧困対策が最優先なのではないでしょうか。子どもの貧困とは、子どもたちの「生きる権利」「育つ権利」をはじめとする子ども時代に享受すべきすべての権利がおびやかされている状態です。

このような子どもたちを置き去りにせず、生活や学びを支え、貧困状態の子どもたちも安心して成長できる日本になることこそが、「こどもまんなか」のこども政策が達成しなければならないことだと考えます。

だれ一人取り残されることなく、すべての子ども・若者への支援が拡充し、さらに困難を抱える子ども・若者には、きめの細かく手厚い支援が必要です。2023年4月にこども家庭庁が発足し、子どもの権利に根差し

た子ども施策が図られる今、そして進学や進級など子ども・若者が新たな生活に期待を膨らませる今こそ、さらに充実した公助の実現を強く求めます。

■速やかに低所得子育て世帯生活支援特別給付金の再給付を

長引くコロナ禍に加えて、食料や生活必需品、光熱費などの相次ぐ値上げで低所得子育て世帯の家計は、著しく困窮しています。

昨年まで2年連続で実施した「低所得子育て世帯生活支援特別給付金」の再給付を速やかに実施してください。また、コロナ禍や物価上昇などの影響が続く限り、1度限りの給付ではなく低所得子育て世帯が見通しをもって生活できるよう、中長期にわたる継続した給付を求めます。

■児童手当の18歳までの支給延長 低所得世帯には上乗せ給付を

いま最も求められている恒久的な公的支援の拡充の施策は、中学生までの児童手当を18歳(高校卒業時)までに延長し、さらに低所得世帯には、上乗せ給付することです。コロナ禍のような緊急時のみならず、平時から十分な支援が求められています。

普遍的な子ども支援制度として、児童手当が高校生世代まで延長することこそ、実効性が高く、子育て関連予算の倍増に向けた大きな一歩になります。低所得世帯の高校生向けに、授業料以外の就学費用の補助としての給付型奨学金制度である「奨学給付金」はありますが、教科書代、昼食代といった義務教育段階では就学援助で賄われるものを含めて、通学費、教材費、昼食代、部活動の費用など高校生活で多額のお金がかかります。

低所得子育て世帯への切れ目のない経済支援～児童手当の加算と高校生世代への延長給付～						
年収目安(※)	0歳～2歳	3歳～小学生		中学生	高校生世代	大学・ 専門学校生
		第1子・第2子	第3子以降			
約270万円以下 (非課税)	¥35,000	¥30,000	¥35,000	¥30,000	¥30,000	高等教育の 無償化制度
約380万円以下	¥25,000	¥20,000	¥25,000	¥20,000	¥20,000	
児童手当	¥15,000	¥10,000	¥15,000	¥10,000	¥10,000	
※両親・子ども2人の場合の年収目安						

また、住民税非課税世帯のみならず年収約380万円以下の低所得世帯までを対象とする大学などの給付型奨学金制度を参考に、児童手当の上乗せ支給も必要です。こうすることで、ふたり親世帯を含めた

低所得子育て世帯への0歳から大学・専門学校卒業までの「切れ目のない経済支援」につながります(表前頁)。

阿部彩(2021)「日本の相対的貧困率の動向:2019年国民生活基礎調査を用いて」によると、子ども・若者期では男女とも15~24歳までの相対的貧困率が高く、この世代への所得の再分配の必要性が高いといえます(グラフ)。

年齢層別・性別の相対的貧困率(2018年)



児童手当の拡充に関する提言は、2021年6月のあすのばなど13団体が主催した院内集会での共同提言に盛り込まれ、それを受けた2021年10月の田村厚生労働大臣(当時)への子どもの貧困対策推進議員連盟からの要望書にも明記されており、超党派の国会議員の合意内容です(写真)。



■ 児童扶養手当の増額と所得制限の緩和を

児童扶養手当の多子(複数子)加算額を2万円にあげてください。児童扶養手当の全部支給の所得制限を年収200万円(現行160万円)に、一部支給の所得制限をせめて年収400万円(現行365万円)に引き上げてください。それまでのところで就労抑制が起こっています。

■ 高等教育の無償化の所得制限緩和と進学しない若者への支援強化を

高等教育の無償化・給付型奨学金の所得制限を私立高校授業料無償化と同じレベルの世帯年収約590万円(現行約380万円)に引き上げてください。また、中卒・高卒で働く若者への所得税・住民税、社会保険料の大幅な負担軽減などで可処分所得をあげてください。さらに、進学・就職をしない若者への物心両面でのサポートも充実させてください。

以上